

【障害厚生年金と障害手当金のまとめ】

障害に関する保険給付	
障害厚生年金	障害手当金
【要件】 ①初診日要件…初診日に被保険者であること ②保険料納付要件を満たしている事（原則と特例） ③障害認定日に障害等級の1級・2級・3級の状態にあること	【要件】 ①初診日要件…初診日に被保険者であること ②初診日から5年を経過する日までの間にその傷病が治った日において一定の障害の状態にあること（症状が固定）（1級から3級に該当しない障害） ③保険料納付要件を満たしている事（原則と特例）
【支給額】 第1級＝報酬比例の年金額×1.25＋配偶者加給年金額 第2級＝報酬比例の年金額＋配偶者加給年金額 第3級＝報酬比例の年金額	【支給額】 …一時金（3級の障害厚生年金の額の2年相当分） ⇒報酬比例の年金額×2 （最低補償額） ⇒障害基礎年金（2級）の額×3/4×2 （令和2年度 1,172,600円）

報酬比例の年金額＝平均標準報酬額×5.481/1,000×被保険者期間の月数（300月みなし）
 （平成15年4月1日以後の場合）

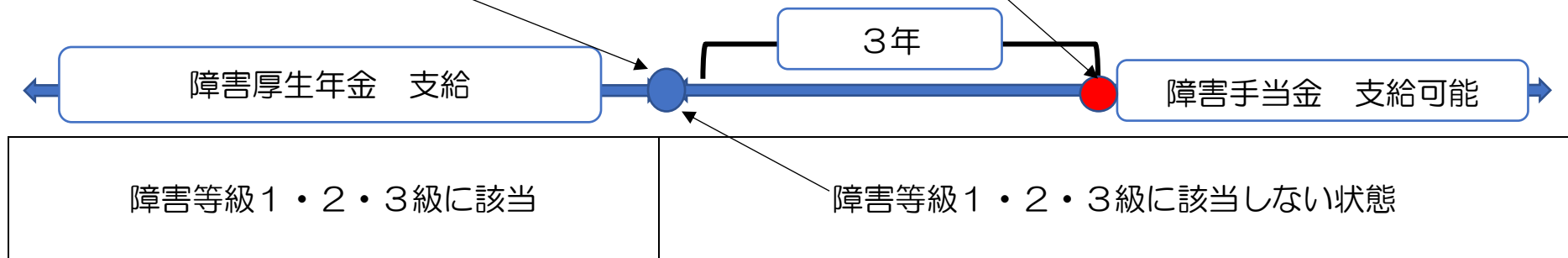
■障害手当金の趣旨

⇒厚生年金保険の被保険者が、一定の障害等級（1級から3級）に該当しない障害を負ってしまった場合でも、「障害手当金」という一時金を受け取ることができる制度

■障害手当金が支給されないケース

①厚生年金保険の年金たる保険給付の受給権者

(例外) 最後に障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく3年を経過した障害厚生年金、障害基礎年金等の受給権者は、障害手当金の支給は可能。



②国民年金法による年金給付の受給権者

③当該傷病について国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法等、労働基準法による障害補償、労働者災害補償保険法による障害補償給付もしくは障害給付、船員保険法による障害を支給事由とする給付を受ける権利を有する者